

聖籠町告示第60号

聖籠町老人クラブ連合会補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年7月5日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町老人クラブ連合会補助金交付要綱の一部を改正する告示
聖籠町老人クラブ連合会補助金交付要綱(平成9年聖籠町告示第28号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、第1号の年額が2,300,000円を超える場合には、同号イ及びウの額を調整するものとし、同号の範囲内の年額を定めるものとする。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 単位老人クラブ活動事業 年額 2,300,000円以内
 - ア 均等割額 50,000円以内
 - イ 事務的経費額 10,000円以内
 - ウ 会員割額 600円以内

第2条第2号中「年額 300,000円」を「年額 300,000円以内」に改め、同条第3号及び第4号中「年額 270,000円」を「年額 270,000円以内」に改める。

第4条を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。